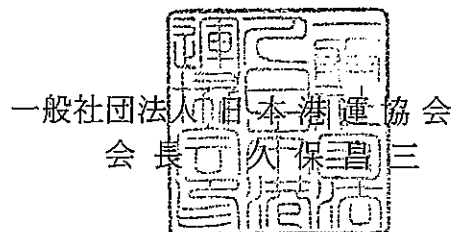




2020第157号
2020年8月13日

各地区港運協会長 殿



港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルス感染症の
感染拡大予防ガイドラインの改定について（令和2年8月13日版）

標記につきまして、感染拡大予防ガイドラインは5月18日に策定し、5月28日、7月3日に改定したところですが、今般、内閣官房より業界ガイドラインにおける「飛沫防止用シートに係る火災防止上の留意事項」の記載について要請があり、国土交通省と連携し最新の情報を含め、当該ガイドラインの内容を充実させるため改定致しました。

主な改定箇所については、①飛沫防止用シートの火災が発生したことから、飛沫防止用フィルム等に係る火災防止上の留意事項を追記。②換気機能のない冷暖房のみが設置されている場合に関し、一般の家庭用エアコンを使用している現場等があることから、その対応を追記。③手洗い、消毒に関し、最新の情報に修正。④厚生労働省の通知に伴い「別添1」の差し替え。⑤見直しのため「別添6」の差し替え。（修正箇所は別紙のとおりです。）

つきましては、お手数をおかけ致しますが、別添改定版を貴会会員事業者にご周知下さるようよろしくお願い申し上げます。

（写）各地区港運協会、特別会員